

公 告

建設工事公告における用語の定義，入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件（平成22年高契・公告第1号）の一部を次のように改正します。この公告による改正後の建設工事公告における用語の定義，入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件の規定は，平成23年4月1日以後に入札手続を開始する建設工事について適用し，同日前に入札手続を開始した建設工事については，なお従前の例によるものとします。

平成23年4月1日

高松市長 大 西 秀 人

12(14)イ中「高松市の発注工事（契約監理課経由分に限る。）」を「次の工事」に改め，12(14)イに次のように加える。

(ア) 高松市（契約監理課経由分に限る。）が発注した予定価格130万円を超える工事（随意契約に係るものを除く。（イ）および（ウ）において「対象工事」という。）

(イ) 高松市病院局が発注した対象工事

(ウ) 高松市上下水道局が発注した下水道事業に係る対象工事

12(15)クを次のように改める。

ク 入札書提出期限日および開札（高松市総合評価落札方式試行要領に基づく総合評価落札方式による場合にあつては，入札書提出期限日，開札および落札候補者決定）のいずれの時点においても，高松市（契約監理課経由分に限る。）が発注した対象工事（14イ（ア）に規定する対象工事をいう。以下このクにおいて同じ。）の手持件数，高松市病院局が発注した対象工事の手持件数および高松市上下水道局が発注した下水道事業に係る対象工事の手持件数の合計が2以下であること（次の日は終日手持件数に算入し，（イ）および（ウ）の日はその翌日に手持件数から除外する。）。

(ア) 落札者（入札後審査型制限付き一般競争入札にあつては，落札候補者）となった日

(イ) しゅん工検査に合格した日

(ウ) 落札候補者となった後の入札参加資格の確認で入札参加資格を有しないとして18の通知をした日

13(2)ア中「午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く。）」を「午前9時から正午までおよび午後1時から午後4時まで」に改め，13(3)ア中「午前8時30分」を「午前9時」に改め，13(3)イを次のように改める。

イ 交付場所

高松市塩上町二丁目1番17号

有限会社ジャーナル

(電話番号(087)837-1229)

(ファクシミリ番号(087)837-1202)

13(4)ア中「午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までの間を除く。)」を「午前9時から正午までおよび午後1時から午後4時まで」に改め、13(5)に後段として次のように加える。

なお、質問およびこれに対する回答が閲覧に供された場合は、設計図書等同様、これを熟知の上入札しなければならない。

13(5)ア中「午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までの間を除く。)」を「午前9時から正午までおよび午後1時から午後4時まで(閲覧初日に限り、午後1時までに閲覧開始)」に改める。

14(8)カ中「(ウ)まで」を「(エ)まで」に、「証明書の写しおよび(ウ)」を「同意書または証明書の写し、(ウ)に掲げる証明書の写しおよび(エ)」に改め、14(8)カ(ア)中「(総合評価様式2-5号)」を「(総合評価様式2-5(ア)号)」に改め、14(8)カ(ウ)を14(8)カ(エ)とし、14(8)カ(イ)を14(8)カ(ウ)とし、14(8)カ(イ)として次のように加える。

(イ) 営業所の拠点性における自社ビル等保有状況 所有建物に係る照会同意書
(総合評価様式2-5(イ)号)または登記事項証明書

14(9)ウ中「(ウ)まで」を「(エ)まで」に、「証明書および(8)カ(ウ)」を「同意書または証明書の写し、(8)カ(ウ)に掲げる証明書の写しおよび(8)カ(エ)」に改め、14(10)中「(8)ア」を「(8)アからカまでおよび(9)アからウまでに掲げる書類については、(7)の規定(提出書類の審査に当たって市からさらに書類提出を求められた場合においては、その範囲内において、(7)エを除く。)を準用する。また、(8)ア」に改め、「(8)カ(ア)」の次に「および(イ)」を加え、14(12)中「に掲げる証明書の写しならびに(8)カ(ウ)」を「および(ウ)に掲げる証明書の写しならびに(8)カ(エ)」に改める。

19(2)中「翌日から起算して5日(休日は算入しない。)以内」を「翌日(そのが休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)まで」に改め、19(3)中「翌日から起算して5日(休日は算入しない。)以内」を「3日後(休日は算入しない。)の日まで」に改め、19(5)および(6)中「翌日から起算して7日(休日は算入しない。)以内」を「7日後(休日は算入しない。)の日まで」に改める。

23(10)を23(11)とし、23(6)から(9)までを23(7)から(10)までとし、23(5)中「関係規程」の次に「(契約監理課ホームページに掲載されている最新の「入札制度に関する質問および回答」を含む。)」を加え、23(5)を23(6)とし、23(4)を23(5)とし、23(3)の次に次のように加える。

(4) 建設工事公告において落札候補者決定予定日として表示された期日は、やむを得ない事由により、これを変更することがある。

別表第2 総合評価の場合に①に加えて提出する書類の款総合評価A（土木工事）の項か

ら総合評価Bの項までの規定中	「・市・県民税特別徴収対象職員数照会同意書※2」	を	「・市・県民税特別徴収対象職員数照会同意書※2 ・所有建物に係る照会同意書※3」	に改め、同表に
----------------	--------------------------	---	---	---------

備考5として次のように加える。

5 ※3を付した書類は、当該評価を受けようとする場合に、提出の必要がある。ただし、登記事項証明書を提出して当該評価を受ける場合は、※3を付した書類の提出は不要である。